

再講習の受講期限について

1. 甲種防火管理再講習の受講期限については、以下の2つの場合があります。

(1) 防火管理者に選任された日が取得日から4年未満の場合は取得日以後の次の4月1日から5年以内に甲種防火管理再講習を受講してください。(例:取得日が平成21年4月1日で、選任日が平成24年9月1日の場合は、取得日から5年以内(平成27年3月31日)に再講習義務となる。)

(2) 防火管理者に選任された日が取得日から4年以上5年未満の場合は選任日から1年以内に甲種防火管理再講習を受講してください。(例:取得日が平成21年4月1日で、選任日が平成25年9月1日の場合は、選任日から1年以内(平成26年8月31日)に再講習義務となる。)

※ 防災管理者の再講習の受講期限についても上記と同様の扱いとなる。

